

「2025年日本国際博覧会 公式参加者用宿舎管理委託業務」公募要領

2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の開催に向け、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）は、「公式参加者用宿舎管理委託業務」を公募します。なお、本業務は、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、宿舎に宿泊する公式参加者が日常生活を快適に過ごせるように、宿舎の管理運営及び公式参加者のサポートができる事業者による企画提案を募集します。

1 業務名

2025年日本国際博覧会 公式参加者用宿舎管理委託業務

(1) 業務の趣旨・目的

宿舎に宿泊する公式参加者が安心して長期で滞在できるとともに、日常生活を快適に過ごせるように生活支援を実施することを目的として、住居内設備の使い方の説明や緊急時の対応と行うと共に、ごみの分別など日本での生活上のルールや衛生意識等について、適切なルールを設定した上で、円滑な宿舎運営を実施するものです。また、繁忙期となる入退去時の対応、未検討の業務やトラブル等に対しても、協会と連携して宿舎管理を実施するものです。

(2) 業務概要

「仕様書」のとおり

※「仕様書」及び「対象物件」は、協会に「仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式1）」、「参加表明書（様式2）」、「参加資格保持誓約書（様式3）」を提出した者に開示します。

(3) 委託上限額

60,000千円（税込）

2 スケジュール

2024年8月23日（金）	公募開始・仕様書等提供申込受付開始・質問受付開始
2024年8月30日（金）	仕様書等提供申込受付締切
2024年9月5日（木）	質問締切
2024年9月10日（火）	質問回答
2024年9月20日（金）	提案書類提出締切
2024年9月下旬（予定）	選定委員会
2024年9月下旬（予定）	審査結果通知・最優秀提案事業者公表
2024年10月上旬（予定）	契約締結
2025年12月末	業務終了（業務完了報告書提出）

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（５）は共同企業体として有していればよい。）また、各構成員は２以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア. 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 受注事業者が宿舎管理や人材派遣について、本案件と同等以上の内容および規模の経験を有すること。

(6) 共同企業体に係る事項

① 業務形態

構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。

② 代表者要件

代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

4 応募に係る事項

(1) 公募要領等の配布

① 配布期間

2024 年 8 月 23 日（金）から 2024 年 9 月 20 日（金）まで

② 配布場所、配布方法

協会ホームページからダウンロードしてください。（郵送による配布は行いません）。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

③ 配布物

- ・ 公募要領（本紙）
- ・ 企画提案書作成要領（別添 1）
- ・ 契約書一式（別添 2）
- ・ 仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式 1）
- ・ 参加表明書（様式 2）
- ・ 参加資格保持誓約書（様式 3）
- ・ 応募金額提案書（様式 4）
- ・ 事業実績申告書（様式 5）
- ・ 共同企業体届出書（様式 6）

- ・共同企業体協定書（様式 7）
- ・持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式 8）
- ・持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 9）
- ・暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 10）
- ・使用印鑑届（様式 11）
- ・質問票（様式 12）
- ・委任状（様式 13）

(2) 仕様書等の提供

①提供申込期間

2024年8月23日（金）から2024年8月30日（金）17時まで

※土曜日及び日曜日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

②申請方法

仕様書等の提供を希望する事業者は、「仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式 1）」、「参加表明書（様式 2）」、「参加資格保持誓約書（様式 3）」の電子データ（PDF）を電子メールにより下記③送付先へ提出してください。

※「件名」に「【仕様書等提供申込】2025年日本国際博覧会 公式参加者用宿舎管理委託業務」と明記してください。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる開示申請は受け付けません。

③送付先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 国際局 企画支援部 支援業務課 宿舎担当
送付先メールアドレス：(accommodation@expo2025.or.jp)

④開示方法

電子メールにより順次開示します。

(3) 質問の受付及び回答

① 受付期間

2024年8月23日（金）から2024年9月5日（木）17時まで

② 提出方法

電子メール（アドレス：accommodation@expo2025.or.jp）で受け付けます。

※「件名」に「【質問】2025年日本国際博覧会 公式参加者用宿舎管理委託業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式 12）に記載してファイル添付してください。

※協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要です。

※質問内容に応募者名を特定できる内容を記載しないでください。

※質問内容に応募者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行いません。

※①受付期間以外に提出された質問に対する回答は行いません。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる問い合わせには応じません。

③ 質問の回答

質問への回答は、2024年9月10日（火）までに(2)②にて仕様書等の提供を申し込み、提供を受けた事業者に対して、メール送信により行います。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 公式参加者用宿舎管理委託業務】に掲載します。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

(4) 応募書類の受付

① 受付期間

2024年9月17日（火）から2024年9月20日（金）17時まで

② 提出方法

下記の宛先へ郵送により提出してください。（持参による提出は不可）

※当該期間中に必着したものを有効とします。

宛先：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 国際局企画支援部支援業務課
宿舎担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎46階

また、提出の際は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募書類すべてのデータを送信してください。（送信先：accommodation@expo2025.or.jp）

※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信してください。
なお、電子メール送信後、必ず下記あてに電話を掛け着信の確認を行ってください。
（電話番号：06-6625-8757）

※土曜日及び日曜日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

③ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて事業者の負担とします。

(5) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出してください。なお、副本からは事業者名、社章等事業者を特定できる内容の記入を削除してください。

（企画提案に係る書類は、「企画提案書作成要領（別添1）」に留意して作成してください。）

【応募時に必要な書類】

① 企画提案書

- ア. 企画提案書（A4用紙、様式自由：原本1部、副本5部、副本の電磁媒体）
- イ. 全体概要（A4又はA3用紙1ページ、様式自由：原本1部、副本5部、副本の電磁媒体）
- ウ. 工程表（A3用紙1ページ、様式自由：原本1部、副本5部、副本の電磁媒体）
- エ. 応募金額提案書（様式4：原本1部、副本5部、副本の電磁媒体）

② 事業実績申告書（様式5：原本1部、副本5部）

※3公募参加資格（5）の履行実績を詳細に記載してください

③ 共同企業体で応募の場合

- ア. 共同企業体届出書（様式6：原本1部）
- イ. 共同企業体協定書（写し）（様式7：原本1部）

④ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式8：原本1部）

(6) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。

なお、協会は、応募書類を本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(7) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(8) その他

- ① 応募は1応募者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
- ② 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R、DVD-R等）に格納したPDFファイル（企画提案書は副本のみ）でも提出してください。
- ③ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。（原本のみ）
 <記入例>「2025年日本国際博覧会 公式参加者用宿泊管理委託業務」提案書
 株式会社〇〇（法人名）
- ④ 書類提出後の差し替えは認めません（協会が補正等を求める場合を除く）。
- ⑤ 応募書類に虚偽の記載をした事業者は本公募への参加資格を失うものとします。

5 説明会

実施しません。

6 審査の方法

(1) 審査方法

- ① (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案事業者を決定します。
 ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。
- ② 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行います。はじめに、提案書類を対象とした書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象とする提案者4者（提案者数により1者から3者となる場合もあります。）を決定します。次に、プレゼンテーション審査を行い、最優秀提案者を決定します。なお、プレゼンテーション審査の日時は、審査の対象者に対して事前に電子メールで連絡します。
- ③ 最優秀提案事業者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。
 なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- ④ 最優秀提案事業者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
企画提案及び実施体制	（実施計画） ・仕様書で求める業務内容に合致した具体的な実施計画となっているか	15点
	（実施体制） ・実施計画を遂行できる実施体制となっているか。	20点
	（繁忙期等への対応） ・入退去時を含む繁忙期に対応できる提案となっているか。	15点

	(未検討業務及びトラブル等への対応) ・想定していない未検討業務やトラブル等が発生した際に対応することが可能な提案となっているか。	10点
実績	(類似の業務実績・実績能力) ・本業務に類似した実績があるか(豊富にあるかどうか)	10点
価格点	価格点の算定式 満点(30点) × 提案価格のうち最低価格 / 自社の提案価格	30点
合計		100点

(3) 審査結果

- ① 契約候補者が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全提案事業者に通知します。
- ② 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 公式参加者用宿舎管理委託業務】において公表します。

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

- ア. 最優秀提案事業者(名称(共同企業体の場合は加えてその代表構成員名)・評価点・提案金額)
- イ. 全提案事業者の名称(共同企業体の場合は加えてその代表構成員名) ※50音順
- ウ. 全提案事業者の評価点 ※得点順(提案事業者が2者であった場合、次点者の得点は公表しません。)
- エ. 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- オ. 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ① 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の提案事業者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募書類の内容を意図的に開示すること。
- ④ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出してください。

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類(契約候補者のみ提出)】

- ① 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明すること。)
- ② 法人登記簿謄本(1部)(発行日から3カ月以内のもの)
- ③ 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明:発行日から3カ月以内のもの)
 - ア. 本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税(全税目)の納税証明書
 - イ. 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ④ 財務諸表の写し(1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)

- ア. 貸借対照表
 - イ. 損益計算書
 - ウ. 株主資本等変動計算書
- ⑤ 使用印鑑届（様式 11：原本 1 部）
 - ⑥ 印鑑証明書（原本 1 部）
 - ⑦ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 9：原本 1 部）
 - ⑧ 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式 10：原本 1 部）
- ※なお、契約候補者が資格審査に必要な書類を提出する場合、協会の連絡を受けてから 2 営業日後の 17 時まで提出してください。

7 契約手続きについて

契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で、契約を締結します。（別添 2）

なお、契約については、24 年度及び 25 年度に分けて、年度ごとに契約を締結します。

※また、本事業の一部は、令和 6 年度補正予算に係る経済産業省からの委託事業の一部として実施する予定であり、予算の成立及びそれを基とする経済産業省と協会の契約締結によって変動する可能性がある。

- (1) 協会は、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Light サービス」による電子契約を推進しています。手続き方法の詳細については、契約候補者に対し、協会から案内します。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議します。その際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とします。
- (4) 契約締結に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式 10）を提出してください。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しません。
- (5) 契約締結に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式 9）を提出してください。
- (6) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、参加除外要件に該当するときは、契約を締結しません。
- (7) 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約候補者としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがあります。
- (8) 契約候補者は、契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。（現金に代えて納付される証券を含みます。）
- (9) (8) の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。
 - ① 契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ② 契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令（昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号）第百条の三第二号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- ③ 契約候補者が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ④ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑤ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑥ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- ⑦ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ⑧ 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

8 持続可能性の確保

- (1) 契約候補者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとします。
- (2) 契約候補者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければなりません。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025or_jp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf)
- (3) 契約候補者は、協会がサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとします。
- (4) 契約候補者は、協会が調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとします。ただし、契約候補者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではありません。
- (5) 協会が契約候補者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約候補者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければなりません。

9 その他

- ・提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。
- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治四十年法律第四十五号）等を遵守してください。
- ・本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とします。